



令和5年3月24日
中部地方整備局
港湾空港部

令和4年度第2回総合評価審査委員会 第二部会・第四部会を開催しました

中部地方整備局では、総合評価審査委員会第二部会・第四部会を開催し、令和5年度第1／四半期に発注する工事及び業務に関して、技術提案の審査、評価内容等が中立かつ公正なものとなるよう、学識経験者等で構成された委員会にて審議を行いました。

また、工事において、令和5年4月1日以降に公告等する発注案件から適用する予定の「評価基準等の見直し」についても審議を行い、上記審議と併せて了承されました。

審議の内容について、以下のとおり公表いたします。

1. 日時 令和5年3月10日（金） 14時00分より15時20分まで

2. 開催方法 中部地方整備局（丸の内庁舎）対面及びWeb形式

3. 議事概要

第二部会

- ・ 令和5年度（第1／四半期）の発注予定案件
- ・ 評価基準等の見直し

第四部会

- ・ 令和5年度（第1／四半期）の発注予定案件

4. 関係資料 別添のとおり

5. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 港湾空港部 品質確保室

技術審査官 堀池 昌生（ほりいけ まさたか）

品質確保室長 森角 信三（もりかく しんぞう）

TEL：052-209-6331、FAX：052-209-6333

以上

【中部地方整備局総合評価審査委員会 第二部会及び第四部会 委員名簿】

委員 加藤 茂(かとう しげる) 豊橋技術科学大学 教授

委員 北野 利一(きたの としかず) 名古屋工業大学 教授

委員 小林 智尚(こばやし ともなお) 岐阜大学 教授

委員 水谷 法美(みずたに のりみ) 名古屋大学大学院 教授

(五十音順)

令和5年度(第1／四半期)の発注予定案件審議数

＜第二部会＞			
令和5年度(第1／四半期)工事の発注予定案件			案件数は公告日を基準
総合評価種別	契約方式	令和5年度	
		審議済み	第1／四半期予定 今回審議案件数
技術提案評価型(S型)	一般競争 (WTO)	1	2
	一般競争	7	2
	小計	8	4
施工能力評価型(I型) (施工計画重視型)(チャレンジ型)	一般競争	0	0
施工能力評価型(I型) (施工計画重視型)	一般競争	2	0
施工能力評価型(I型)	一般競争	4	4
施工能力評価型(II型)	一般競争	3	7
合計		17	15

＜第四部会＞		
令和5年度(第1／四半期)業務の発注予定案件		案件数は公告日を基準
契約方式別	令和5年度	
	審議済み	第1／四半期予定 今回審議案件数
プロポーザル方式(公募型)	0	0
プロポーザル方式(簡易公募型)	5	7
総合評価落札方式(標準型)	15	8
総合評価落札方式(簡易型)	9	14
合計	29	29

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

令和5年4月1日以降に公告する工事より適用

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 企業の能力等の基準見直しについて
 • 「特別港湾潜水技士」の評価について • • • • • 1

2. 技術者の能力等の基準見直しについて
 • 「継続教育(CPDの単位取得状況)」の見直し • • • • • 3

1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 「特別港湾潜水技士」の評価について

潜水作業による施工精度の向上、安全性の確保のため、潜水士を3名以上必要とする工事において「特別港湾潜水技士」の有資格者を配置予定現場従事者（潜水作業管理者）に配置する場合に評価する「特別港湾潜水技士の登用」を追加する。

潜水士を3名以上使用する当局指定の工事に適用

現行基準

特になし

新基準

- 潜水作業管理者の配置が求められる潜水作業日（3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間）において「特別港湾潜水技士」を配置すると表明した場合について評価する。
- 元請け、下請け企業に関わらず加点評価する。
- 申請様式では「配置の有無」を記載し、証明資料の提出は不要とする。工事受注後に潜水作業管理者に特別港湾潜水技士の有資格者が配置されていることを施工計画書にて確認を行う。
- 当該潜水作業管理者が当該工事に従事していることを工期中に確認する。
- 履行が認められなかった場合は、技術提案内容を満たさない場合の措置とは別に工事成績評定を1点減点する。ただし、受注者の責によらない場合は不履行の対象外とする。

※当局指定の工事

WTO案件を除く捨石均し、ケーソン・ブロック等の据付等の工種が含まれる工事より選定。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

◆「特別港湾潜水技士の登用」の評価表

新規追加

評価項目		評価基準	配点
特別港湾潜水技士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間)、有資格者を配置	潜水作業管理者に「特別港湾潜水技士」の有資格者を配置	1.0点
		資格無し	0.0点

2. 技術者の能力等の基準見直しについて

方針「継続教育(CPDの単位取得状況)」の見直し

技術者の能力の維持・向上のため認定団体の継続的な教育プログラムや講習会を受講し、それに要した時間を単位へ変換している制度であり、その単位数を技術者の能力評価基準へ組み込んでいる。

しかし、近年は、建設業の技術者不足が顕著化しており、技術者の労働環境は厳しく、加えて、政府が掲げる「働き方改革」の実効性を高めるため、建設業においても時間外労働の上限規定が適用（令和6年度）される。そのため、現場の管理と技術者の能力の維持・向上のための継続教育を高いレベルで維持しつつ、「働き方改革」を推進するため、取得単位(30単位/年→20単位/年)の基準を見直すこととする。

現行基準

評価項目	評価基準	配点
CPDの単位 取得状況	30単位/年以上	1.0点
	20単位/年以上	0.5点
	上記単位数未滿	0.0点



新基準

評価項目	評価基準	配点
CPDの単位 取得状況	20単位/年以上	1.0点
	10単位/年以上	0.5点
	上記単位数未滿	0.0点